

令和 4 年度政策評価実施計画並びに 政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（令和 3 年度公表分）

令和 4 年 3 月 23 日
原子力規制庁

1. 概要

政策評価に関し、行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「政策評価法」という。）に基づき、次の計画等について決定することを諮るもの。

（1）令和 4 年度原子力規制委員会政策評価実施計画（案）【別添 1】

政策評価法第 7 条に基づき、令和 4 年度に行う事後評価の対象と実施方法について定めるもの。

（2）政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（令和 3 年度公表分）（案）【別添 2】

政策評価法第 11 条に基づき、令和 2 年度に実施した令和元年度実施施策に対する事後評価及び令和 3 年度に実施した令和 2 年度実施施策に対する事後評価の政策（令和 4 年度予算要求、令和 4 年度定員要求、令和 3 年度実施施策に係る事前分析表）への反映状況について取りまとめるもの。

2. 今後の予定

原子力規制委員会で決定後、総務大臣への通知を行い、原子力規制委員会のホームページで公表する予定。

(参考1) 行政機関が行う政策の評価に関する法律 (平成13年法律第86号) (抄)

(事後評価の実施計画)

- 第七条** 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。
- 2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。
- 一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策
- 二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策
- イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。
- ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策
- 3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(政策への反映状況の通知及び公表)

- 第十一条** 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(参考2) 規制の事後評価 (別添1 2. ②)

規制の新設又は改廃時に行う「規制の事前評価」の実施後、最長5年で「規制の事後評価」を実施することとされている。このため、政策評価の実施時期（例年8月頃）までに施行後5年が経過する以下の政策を対象として、事後評価を実施する。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（平成28年10月1日施行）
長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU 廃棄物）を運搬する際の特定核燃料物質の防護措置について、原子力規制委員会等の確認を要しないこととしたもの。
2. 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（第一段階及び第二段階施行分（平成29年4月14日施行及び平成29年7月10日施行））
「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」の改正内容のうち、施行後5年が経過するもの（放射線審議会の機能強化、核燃料物質の使用及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化等）
3. 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し（平成29年7月7日施行）
原子力発電所内の全基が廃止措置に移行したこと等により原子力規制委員会が指定した都道府県を、原子力事業者防災業務計画の協議対象となる関係周辺都道府県から除外したもの。

令和 4 年度原子力規制委員会政策評価実施計画（案）令和 4 年 3 月 23 日
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（令和 2 年 3 月 4 日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が令和 4 年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2. 事後評価の対象とする政策

- ① 原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、令和 3 年度原子力規制委員会の政策体系（令和 3 年 3 月 24 日原子力規制委員会決定）（別紙）の 1.～5. を対象とする。
- ② 事前評価を実施した規制の新設又は改廃を目的とする政策のうち、以下を対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等に基づき実施する。
 - (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（平成 28 年 10 月 1 日施行）
 - (2) 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（第一段階及び第二段階施行分（平成 29 年 4 月 14 日施行及び平成 29 年 7 月 10 日施行））
 - (3) 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し（平成 29 年 7 月 7 日施行）

3. 令和 3 年度実施政策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の主管課等は、令和 3 年度実施政策について、令和 3 年度実施施策に係る事前分析表（令和 3 年 8 月 25 日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年 12 月 18 日原子力規制委員会決定）第 16 条に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8 月までを目途に政策評価書を公表する。
- ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
- ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCA サイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

令和3年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA管理番号
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
(3) 職員の確保と育成	1. (3)
(4) その他	1. (4)
2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
(5) その他	2. (5)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	
(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	3. (3)
(4) その他	3. (4)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
(2) 事故の分析	4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
(4) その他	4. (4)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	
(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～ 5. とする。

政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（令和3年度公表分）（案）

令和 4 年 3 月 23 日
原子力規制委員会

政策評価法第 11 条に基づき、令和 2 年度に実施した令和元年度実施施策に対する事後評価及び令和 3 年度に実施した令和 2 年度実施施策に対する事後評価の政策への反映状況について取りまとめるもの。令和 2 年度実施施策に係る政策評価及び令和 3 年度実施施策に係る事前分析表については、令和 3 年 8 月に政策評価の結果を公表した。反映した状況は次の通りである。

（事前評価）

該当する政策なし

（事後評価）

表1 目標管理型の政策評価を実施した政策（実績評価方式）（令和3年8月25日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/nsr_r02.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策目標 1】 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>< 予算要求 > 令和 4 年度概算要求（2,913 百万円）を行った。 【令和 4 年度政府予算案額 2,612 百万円（令和 3 年度 2,820 百万円）】</p> <p>< 定員要求 > 訴訟対応の体制の強化等のため、必要な定員を要求し、令和 4 年度に定員 7 名を増員することとした。</p> <p>< 令和 3 年度実施施策に係る事前分析表の変更 > 令和 2 年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標を変更した。</p>
2	【施策目標 2】 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	目標達成	引き続き推進	<p>< 予算要求 > 令和 4 年度概算要求（9,566 百万円）を行った。 【令和 4 年度政府予算案額 8,491 百万円（令和 3 年度 9,495 百万円）】</p> <p>< 定員要求 > 原子力施設の審査体制の強化等のため、必要な定員を要求し、令和 4 年度に定員 5 名を増員することとした。</p>

				<p><令和3年度実施施策に係る事前分析表の変更> 令和2年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標及び達成手段を変更した。</p>
3	<p>【施策目標3】 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求> 令和4年度概算要求(7,404百万円)を行った。 【令和4年度政府予算案額4,908百万円(令和3年度4,146百万円)】 <定員要求> 核物質防護に係る原子力規制検査を厳格かつ適切に実施するための体制強化等のため、必要な定員を要求し、令和4年度に定員12名を増員することとした。</p> <p><令和3年度実施施策に係る事前分析表の変更> 令和2年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標を変更した。</p>
4	<p>【施策目標4】 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求> 令和4年度概算要求(8,400百万円)を行った。 【令和4年度政府予算案額7,274百万円(令和3年度7,250百万円)】 <定員要求> 東京電力福島第一原子力発電所における処理水の処分に關する基本方針を着実に実施するための体制強化のため、必要な定員を要求し、令和4年度に定員3名を増員することとした。</p> <p><令和3年度実施施策に係る事前分析表の変更> 令和2年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標をそれぞれ変更した。</p>
5	<p>【施策目標5】 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求> 令和4年度概算要求(20,975百万円)を行った。 【令和4年度政府予算案額16,017百万円(令和3年度16,831百万円)】 <定員要求> 放射線規制に係る検査体制強化のため、必要な定員を要求し、令和4年度に定員1名を増員することとした。</p> <p><令和3年度実施施策に係る事前分析表の変更> 令和2年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標を変更した。</p>